



除排雪に関する
お問い合わせは、
コールセンターへ

☎(888)9400

開設時間▶午前8時～午後8時

* 道路豪雪対策本部設置時は24時間体制で受け付けます。

家庭の雪寄せ・ 雪下ろし業者一覧

問い合わせ 防災安全対策課☎(866)2021

料金は作業内容や家屋規模、雪の量などによって変わります。事前に必ず除雪現場を見てもらい、見積り書を取って料金を確認してから依頼してください。

市民一丸で今冬を乗り切ろう！

事業者(所在)・連絡先…参考単価((運)は運転手付き)
虻川工務店(八橋)☎・FAX(863)4523…作業員▶1日13,000円、半日7,000円 トラック(運)▶1日20,000円、1回5,000円 ミニローダー除排雪機(運)▶1日55,000円、半日30,000円、1時間8,000円
藤工商事(広面)☎(831)0081・FAX(834)6141…作業員▶1時間2,000円 ダンプ(運)▶1時間3,000～4,000円 ローダー除排雪機(運)▶1時間8,000円～ *屋根の雪下ろし不可。
YG住建(南通)☎(836)5160・FAX(853)1656…作業員▶1日12,000円。トラック(運)1日は5,000円加算
栄友建装(飯島)☎(853)6041・FAX(878)4365…作業員▶1日8,000円(雪寄せ)、12,000円(雪下ろし)。軽トラック1台分の排雪は4,000円加算
住まいのコンビニ土日工業/佐々木建築工業(新屋)☎(865)7386・FAX(864)1258…作業員▶1日15,000～20,000円。ダンプ運搬1台3,000円
協建(外旭川)☎(853)0607・FAX(853)0624…作業員▶1日10,000円 トラック(運)▶1日15,000円 ローダー除排雪機(運)▶半日18,000円 小型除雪機(運)▶半日10,000円
ニワコン.Com(上北手)☎(853)0277・FAX(853)0280…作業員1人と軽トラック2台分の排雪(運)▶1日15,000円 軽トラック(運)▶半日10,000円
便利ハウスいまの(仁井田)☎・FAX(839)4294…作業員▶1日10,000円～、雪下ろしは13,000円～
佐藤建築(雄利)☎・FAX(886)3483…作業員▶1日13,000円、1時間1,700円 トラック(運)▶1日15,000円 小型除雪機(運)▶1日18,000円
UFP(寺内)☎(874)9262・FAX(874)9261…作業員▶1日13,000円、1時間1,800円 トラック(運)▶1日15,000円、半日9,000円、1時間3,000円 ローダー除排雪機(運)▶1時間5,000円～ *対応地区は旧秋田市内。
ベストリア(将軍野)☎(857)2567・FAX(857)2591…ダンプ(運)▶1時間5,000円～ ローダー除排雪機(運)▶1時間10,000円～ *北部地域に対応。屋根の雪下ろし不可。
横田建築(楢山)☎090-7566-0240・FAX(835)9783…作業員▶1時間2,500円 トラック(運)▶1時間4,000円
佐々木工業(飯島)☎・FAX(893)4435…作業員▶1時間2,000円 *排雪作業は不可。
工藤住建(御野場)☎(839)6501・FAX(839)6987…作業員▶1時間1,900円、雪下ろし3,000円 トラック(運)▶1日15,000円
ファーストジャパンコーポレーション(仁井田)☎(884)1177・FAX(884)1176…作業員▶1時間3,000円、雪下ろし1時間4,000円 ダンプ(運)▶半日18,000～23,000円 小型ローダー除排雪機(運)▶半日18,000円
暮らしの便利屋バイオニアクリーン(外旭川)☎・FAX(868)2091…作業員▶1時間2,000～3,000円 軽トラック(運)▶排雪1回4,000円～
やまと(手形)☎(834)5361・FAX(834)5365…作業員▶1日13,000円、雪下ろし15,000円 トラック(運)▶1日15,000円～
旭興業(牛島)☎(835)8533・FAX(838)4004…作業員▶1日10,000円 トラック(運)▶半日15,000円 ローダー除排雪機(運)▶1時間7,000円
筒井木工(飯島)☎070-5320-8509・FAX(846)1589…作業員2人▶1日15,000円 軽トラック(運)▶1日5,000円 *北部地域に対応。屋根の雪下ろし不可。
中央建創(外旭川)☎(883)0822・FAX(883)0823…作業員▶1日10,000円 軽トラック(運)▶1日15,000円 *おもに中央地域に対応。
鈴や工事店(柳田)☎・FAX(834)2080…作業員▶1日10,000円～ 軽トラック(運)▶1日14,000円 *秋田駅東周辺地区に対応。
東日コーポレーション(仁井田)☎(884)1605・FAX(884)1606…作業員▶1日12,000円～ トラック(運)▶1日15,000円～
石川工務店(牛島)☎(838)4120…作業員▶1日15,000～18,000円
安養寺建設(土崎)☎(845)1014・FAX(845)7751…作業員▶1時間2,500円～、雪下ろし1時間3,500円～ トラック(運)▶1時間3,500円～ *中央・北部地域に対応。
ワタケン(新屋)☎(865)2363・FAX(862)1817…作業員▶1日19,200円 ダンプ(運)▶排雪1回4,800～5,000円 ローダー除排雪機(運)▶1時間11,800円 *屋根の雪下ろし不可。
タマペン(泉)☎・FAX(862)6270…作業員▶1時間3,000円 軽トラック(運)▶1日16,000円 トラック▶1時間3,000円
レンジャーズ(楢山)☎・FAX(832)3146…20㎡以下の作業▶3,150円～ 軽トラック▶排雪1回4,000円～ ダンプ▶排雪1回9,000円～ *中央・南部地域に対応。屋根の雪下ろし不可。
佐々木建装(牛島)☎(839)3869・FAX(811)0355…作業員▶1日10,000円、半日6,500円 軽トラック(運)▶1日15,000円
成建装(豊野)☎(853)9066・FAX(828)1118…作業員▶1日12,000円、半日7,000円 トラック(運)▶1日15,000円、半日8,500円

*この表は、募集により掲載希望があった業者です(申し込み順)。市が業者をあつせん・紹介するものではありません。



1月13日(月・祝日)は 「市民一斉 除雪デー」

市では、1月13日(月)に、
地域のみなさまの自主的
な取り組みにより、町内や学校周
辺の通学路などの除排雪を行う
「市民一斉除雪デー」を計画してい
ます。ご協力をお願いします。

建設総務課 ☎(866)2132
*詳しくは広報あきた1月3日号で。



自主防災 リーダー研修会

地域の防災に関心があり、リーダーと
しての活動をめざす方が対象です。定
員60人。講話と災害対応ゲームを行いま
す。防災安全対策課 ☎(866)2021

日時 1月22日(水)午後1時30分～4時30分
会場 西部市民サービスセンター3階

申し込み はがき、FAXまたはEメール
で、氏名、自主防災組織または町内会名、
電話番号を書いて1月10日(金)(必着)まで、
〒010-8500

防災安全対策課「自主防災研修」係へ
FAX ☎(823)5009
Eメール ro-gnds@city.akita.akita.jp

都市計画を見直し

住みよいまちづくりを進めます

秋田市には、建物を建てる際のルー
ルなどが異なる2つの都市計画区域
(秋田都市計画区域と河辺都市計画区
域)があり、今回この区域を統合し、
ルールを統一する予定です。また、そ
れに併せ、全市的に区域区分と用途地
域などの見直しも行います。

下記の1、2の案を、市民のみな
さんにお見せします。また、案に
対して意見書を提出することがで
きます。詳しくは市都市計画課へ
お問い合わせいただくか、市ホー
ムページをご覧ください。

市都市計画課 ☎(866)2152
<http://www.city.akita.jp/city/urim/>

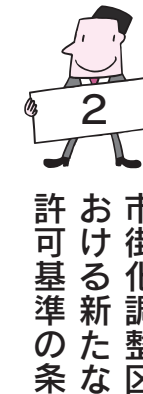
*都市計画区域Ⅱ都市計画法などの規制を
受ける土地で、総合的に整備・開発する必
要がある区域。秋田市には、旧秋田市の
一部と潟上市にまたがる「秋田都市計画区
域」、旧河辺町・雄和町の一部分にあたる「河
辺都市計画区域」があります。
*区域区分市街化区域と市街化調整区域の
区分：市街化区域は、市街化(住居や店舗、
工場などをつくること)を計画的に進める
区域。市街化調整区域は、自然環境など
を守るため、開発や建築を制限し、市街
化を抑制する区域。現在、「河辺都市計画
区域」には、これらの区分がありません。
*用途地域：都市の中を住居系、商業系、
工業系に分け、それぞれに合った建築物
の用途と形態を定めます。



1 県と市の都市
計画の変更案

県が決定する変更案

都市計画区域マスタープラン▼2つの
都市計画区域の統合に併せ、区域の整
備、開発、保全の方針を変更
区域区分(市街化区域と市街化調整区
域の区分)▼①河辺都市計画区域に、
新たに市街化区域と市街化調整区域を
決定 ②秋田都市計画区域で、すでに
宅地造成された区域などを市街化区域
に編入
市が決定する変更案



2 市街化調整区域に
おける新たな開発
許可基準の条例案

改正する条例▼秋田市宅地開発に関す る条例

改正点①▼集落の維持・活性化に向け
た建築制限の緩和(市内全域)：「60m以
内で繋がっている家屋が40戸以上あ
る」などの基準を満たす集落では、区域
を指定して誰でも自己用の専用住宅や
兼用住宅※を建築できるようにする。
※延べ面積の2分の1以上が居住用で、店
舗などの床面積が50㎡以下。

用途地域▼市街化区域に編入された区
域に住居・商業・工業系などの用途地域
を指定するほか、新たに供用開始され
た都市計画道路の沿線などを変更
特別用途地区▼用途地域準工業地域
の変更に伴い、区域を変更
準防火地域▼用途地域(近隣商業地域)
の変更に伴い、区域を変更

縦覧・意見書提出期間：1月7日(火) ～21日(火)、平日の午前8時30分～午 後5時15分

縦覧場所：市都市計画課(市役所4階)

*県が決定する変更案は、県都市計画課
(県庁舎6階)でもご覧になれます。

縦覧・意見書提出期間：1月6日(月)
～2月5日(水)、時間は上記と同じ
縦覧場所：市都市計画課、資料閲覧
コーナー(市役所1階)、北部・西部・
河辺・雄和の各市民サービスセンタ
ー、アルヴェ駅東サービスセンター、
市ホームページでもご覧になれます